

税務広報 医療費控除事前審査の受付について

今年も申告相談に先がけ、1月13日(火)から21日(水)までの間、医療費控除用明細書の記載内容のチェックなどを行います。

事前に明細書の作成・審査を済ませていないと申告会場が大変混雑し、スムーズに進まない事が想定されますので、医療費控除を受ける方は必ず事前審査を受けてください。

なお、期間中に審査を受けられない方は、町民課賦課係までご連絡ください。

◇医療費控除審査日程◇

月 日	会 場 ・ 時 間
1月13日(火)	
1月14日(水)	吉岡支所 午前9時～午後3時
1月15日(木)	吉岡支所 午前9時～午後3時
1月16日(金)	吉岡支所 午前9時～午後3時
1月19日(月)	
1月20日(火)	
1月21日(水)	

役場 町民課
午前9時～午後3時【期間中毎日】

※記入用紙は町民課賦課係と吉岡支所窓口のほか、町ホームページからのダウンロードも可能です

 

【領収書を整理する際の注意点】

- ・領収日が令和7年1月1日～令和7年12月31日までのものが有効です。
- ・領収書は記入用紙の記載順にならべて、クリップ・輪ゴムなどでまとめてください。

※1件あたりの審査時間は、最短でも30分～40分ほどかかります。

混雑している場合には、一度書類をお預かりし、完成後に再度受け取りにお越しいただく場合があります。

※記入用紙の記載がされていない場合や、領収書が整理されていない場合は、審査に1時間以上かかる場合もあるため、混雑状況に関わらず、後日お渡しとさせていただきます。

※紙おむつ代(パンパースなど)は、医師からの『おむつ使用証明書』を添付してください。

※市販の薬は、医薬品のみ医療費対象となります。

(レシートの場合は、対象医薬品に下線を引くなどわかるようにしてください)

※生命保険給付金、各種健康保険の高額療養費などによって戻ってくる金額がある場合は、「生命保険などで補てんされる金額」の欄に金額を記載して下さい。

(医療費合計から、生命保険などで補てんされる金額の合計額を差し引きます)



お問い合わせ先：町民課 賦課係 ☎47-4683